

放課後子どもプランにおける補助金の流れ

文部科学省・厚生労働省(1/3負担)

「放課後子どもプラン推進事業」交付要綱

- ・[放課後子ども教室推進事業] <一般会計>
- ・[放課後児童健全育成事業] <特別会計>

「放課後子どもプラン連携推進室」(仮称)で一括処理

交付決定(交付額の確定)

都道府県(1/3負担)

「都道府県放課後子どもプラン推進事業」交付要綱

基本的に教育委員会で一括処理

交付申請(事業実績報告)

市町村(1/3負担)

基本的に教育委員会で一括処理

事業実施

放課後子どもプランの実施

「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を

一体的あるいは連携して実施